

労働基準広報 2015 No.1848

3/21

CONTENTS

特集 労働基準法等改正法案要綱の内容 ————— 6

高度プロフェッショナル制度創設や 企画業務型裁量制の業務拡大を提案

労働基準法等の改正法案要綱には、①特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設、②企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大、③フレックスタイム制の清算期間の上限の延長、④使用者への年5日の年次有給休暇の時季指定の義務づけ——などが盛り込まれている。高度プロフェッショナル制度の創設では、一定以上の年収要件を満たす高度の専門業務を行う労働者について、同意を条件に、労働基準法の労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用除外とすることを提案している。

(編集部)

●トピックⅠ／「障害者雇用納付金制度」
の適用拡大 ————— 18

平成27年4月1日から100人超企業が対象に
新たに制度の対象となった企業は
平成28年4月から申告などが必要に

「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が、平成27年4月1日以降、常時雇用している労働者数が200人を超える企業から100人を超える企業の事業主に拡大される。同制度は、雇用している障害者の数が障害者の雇用義務数に達しない事業主などに対し、不足1人当たり月額5万円の納付金の納付などを義務づけるもの。なお、新たに制度の対象となった事業主の初回の申告・納付などは、平成28年4月1日から同年5月16日までの間に行うこととなる。

(編集部)

●トピックⅡ／改正パートタイム労働法
平成27年4月1日施行 ———— 24

新たに雇入れ時等の説明義務や
相談の体制整備の義務等設ける

(編集部)

●NEWS ————— 1

(厚労省・27年度の労災補償業務運営の重点を傳達)「過労死」事案は労働時間の適正把握を実行／(改正安衛法関係の省令案を諮問)ストレスチェックは常用労働者に年1回定期実施／(求職者支援訓練の就職状況)コース別の就職率は「基礎」82.1%、「実践」82.2%に／ほか

●裁判例から学ぶ予防法務〈第7回〉 ———— 26

なか卯事件
(名古屋地裁半田支部 平成25年9月10日判決)
店舗内で脳幹出血により死亡した有期従業員と安全配慮
法定休日・休憩を遵守し時間外労働
が長時間に及ばないように徹底を

(弁護士・井澤慎次)

●連載 労働スクランブル⑩(労働評論家・飯田康夫) — 40 ●労務資料 平成26年賃金構造基本統計調査結果①～初任給～ — 42 ●わたしの監督雑感 山梨・都留労働基準監督署長 風間勝 — 54 ●今月の資料室 — 56

労務相談室

回答者

労働基準法 [1ヵ月単位の変形労働時間制を導入] 高校生にも適用できるか ———— 48 弁護士・新弘江
配置転換 [半年後に退職予定の企画部主任] ルーチン・ワークに異動は ———— 50 弁護士・荻谷聡史
労働組合法 [ユニオン・ショップ組合脱退し別組合加入した者] 解雇できるか — 52 弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内